

# ワシントン駐在問題調査特別委員会記録

## ＜第2号＞

令和6年第4回沖縄県議会（11月定例会）閉会中

令和6年12月26日（木曜日）

沖縄県議会

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 令和6年12月26日 木曜日

開 会 午前10時0分

散 会 午後3時47分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 委員会運営要領について
- 2 審査日程及び今後の調査の進め方について

出席委員

委員長 座 波 一  
副委員長 西 銘 啓史郎  
委員 宮 里 洋 史  
委員 徳 田 将 仁  
委員 新 垣 淑 豊  
委員 仲 里 全 孝  
委員 大 浜 一 郎  
委員 上 原 快 佐  
委員 玉 城 健一郎  
委員 新 垣 光 栄  
委員 仲宗根 悟  
委員 高 橋 真

委 員 比 嘉 瑞 己  
委 員 当 山 勝 利  
委 員 大 田 守

---

### 欠席委員

なし

---

○座波一委員長 ただいまから、ワシントン駐在問題調査特別委員会を開会いたします。

まず初めに、ワシントン駐在問題調査特別委員会運営要領についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局からワシントン駐在問題調査特別委員会運営要領案の概要説明の後、同要領案について協議が行われた。調査期限については、去る12月20日の本会議における大田議員の質疑に対する座波議員の答弁と整合していないので、改めて説明してほしいとの意見があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

大田守委員。

○大田守委員 この問題に関しましては、確かに私の質疑の中で、ワシントン事務所の事業が新年度予算で組まれるかもしれないというお話もございました。そうであれば、委員会設置の期限というのは、この組まれるまでの話かなという、そういった思いに至っております。もしこれが誤解を与えるような表現であったのであれば、それをしっかりと説明してほしいなと思っております。以上です。

○座波一委員長 私が答弁したことに対する疑義ですので、私から説明いたしますと、この問題は動議にもあったとおり、非常に内容が多岐にわたるという

ことも含まれております、その中で、監査請求もしたわけですね。しかしながら、あのときの答弁でも、期限に間に合わなかつたと、監査請求が間に合わなかつたということも理由でありますと申し上げました。さらに、この調査のほうもですね、懸念するところは、拙速感がある旨の指摘でしたので、それについて議会への予算上程の手続が進む中で、やはり時期的に予算が通常どおり計上されて、それを審議することはできないという旨を話しました。ですので、そのことがありますね、予算を出すまでの期間として、誤解を与えてしまったのではないかなというふうに思っておりますので、この動議で決めた内容、期限においては、調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができるというとおりにですね、あえて期限を決めているものではないと。そして議会が始まるまでということでもないということだけは、しっかりと理解していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

休憩いたします。

(休憩中に、運営要領案のうち1. 調査事項と8. 参考人招致及び証人詳細の内容については、この後に設置される理事会において協議を行うことで意見の一致を見た。)

○座波一委員長 再開いたします。

お諮りします。

ワシントン駐在問題調査特別委員会運営要領については、休憩中に御協議いたしましたとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、ただいま決定されましたワシントン駐在問題調査特別委員会運営要領に基づき、理事の選任についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、理事の選任について協議)

○座波一委員長 再開いたします。

理事3人の選任について、お諮りします。

理事に上原快佐委員、新垣光栄委員及び高橋真委員の3人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

よってさよう決定しました。

理事の皆さんには、委員会の円滑な運営に御協力いただきますようお願ひいたします。

次に、審査日程及び今後の調査の進め方についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、12月20日に議決された、ワシントン駐在問題に係る違法状態の早期是正を求める警告決議の対応状況の確認等のため、執行部に対して説明を求めること、また沖縄自民党・無所属の会から、参考人招致の候補者一覧及び執行部への資料要求一覧を準備したので提案したいとの要望があり、理事会を開催し協議を行うことで意見の一致を見たことから、理事会を開催した。)

○座波一委員長 再開いたします。

理事会を経まして、運営要領の内容についてまとめたいと思います。また、参考人をどうするかということ、資料要求について及び傍聴の問題もありますので、順を追って協議していきたいと思います。

休憩いたします。

(休憩中に、運営要領の調査事項の内容を確認し、また、参考人招致及び証人尋問における質疑方法について協議した結果、各委員の質疑時間は証人等の答弁を含まず1人5分とし、終了時刻は午後5時をめどとする、質疑の順序は野党、与党、中立の順で交互に行うことについて、意見の一致を見た。)

○座波一委員長 再開いたします。

この際、知事への資料要求についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、知事への資料要求について協議した結果、意見の一致を見なかった。)

○座波一委員長 再開いたします。

知事への資料要求については、今各委員の意見を聞いた中で与野党意見が分かれております。それで私の判断ですね、挙手により採決したいと思います。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

知事への資料要求については、お手元に配付しております資料一覧のとおり、1月27日までに提出を求めるということに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○座波一委員長 挙手多数でございます。

よって、知事への資料要求については、さよう決定されました。

休憩いたします。

(休憩中に、自民党・無所属の会から提出された参考人招致に係る候補者一覧の取扱いについて協議した結果、候補者の追加等も認めつつ、当該一覧から招致する参考人等をその都度決定していくことで意見の一致を見た。)

○座波一委員長 再開いたします。

この際、参考人招致についてを議題といたします。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 参考人招致の件ですが、初代所長の平安山英雄さんと同時にですね、もう一方、元副所長である山里永悟さんも招致をお願いしたいと思います。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、参考人招致について協議した結果、沖縄県ワシントン事務所初代所長及び元副所長を参考人として出席を求め意見を聞くことで意見の一致を見た。)

○座波一委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

沖縄県ワシントン事務所初代所長平安山英雄氏及び元副所長山里永悟氏を本委員会に参考人として出席を求め意見を聞くことについては、休憩中に御協議いたしましたとおり決することとし、その日程等の詳細については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、傍聴者の撮影許可について協議した結果、一旦持ち帰り検討することとなった。)

○座波一委員長 再開いたします。

以上で予定の議題は、全て終了しました。

次回は、令和7年1月31日金曜日、午後2時から委員会を開きます。

参考人招致の件につきましては、日程が決まり次第追ってお知らせいたします。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 座波一